沖田川水系河川整備計画

平成 27 年 8 月

宮　崎　県

沖田川水系河川整備計画

目　　次

1. 沖田川水系の概要 …… 1
  1.1 流域及び河川の概要 …… 1
  1.2 治水の沿革 …… 16
  1.3 利水の沿革 …… 17

2. 沖田川の現状と課題 …… 18
  2.1 治水の現状と課題 …… 18
  2.2 利水、利用及び河川環境の現状と課題 …… 19

3. 河川整備計画の対象区間と対象期間 …… 21
  3.1 対象区間 …… 21
  3.2 対象期間 …… 22

4. 河川整備の目標に関する事項 …… 23
  4.1 河川整備計画における基本理念 …… 23
  4.2 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 …… 24
  4.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 …… 25
  4.4 河川環境の整備と保全に関する事項 …… 26

5. 河川整備の実施に関する事項 …… 27
  5.1 河川整備の実施に関する考え方 …… 27
  5.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要 …… 28
  5.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所 …… 31

6. 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項 …… 33
  6.1 河川情報の提供に関する事項 …… 33
  6.2 地域や関係機関との連携等に関する事項 …… 33

1. 沖田川水系の概要

1.1 流域及び河川の概要

(1) 流域及び河川の概要

沖田川は、その源を宮崎県延岡市上三輪町の烏帽子岳に発し、山地部を流下した後、延岡市小野町付近で沖積平野に至り、沖積平野をさらに東方に流下した後、河口部付近で石田川、井替川、浜川等の支川を合わせ、延岡市塩浜町において日向灘に注ぐ幹川流路延長は 13.3km、流域面積は 40.3km² の二級河川です。平成 14 年度には沖田ダムが完成し、小野町、伊形町等の沿川地域における洪水被害の軽減が図られています。

沖田川流域は、宮崎県北部の延岡・日向都市圏に属し、この地域の社会・経済の基盤をなしており、古くから人々の生活・文化を育んでいます。

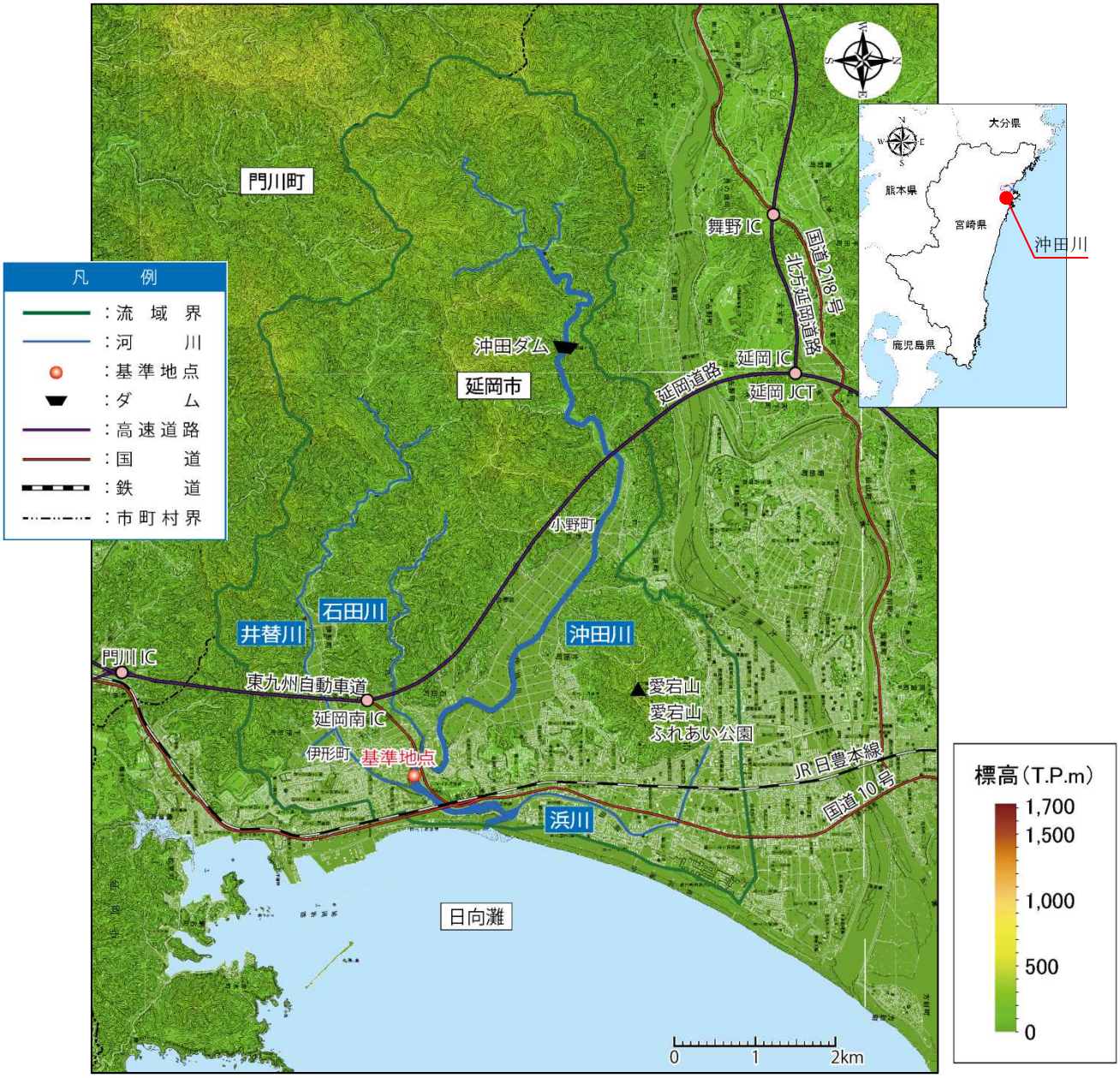

図 1-1　沖田川流域図

(2)　気候

流域の気候は、南海型気候区に属し温暖多雨な気候帯にあります。延岡観測所の観測では、年間平均気温は約 16.9℃、年間降水量は約 2,400mm を記録し、降雨の大部分は台風期及び梅雨期に集中しています。

(3)　地形・地質

沖田川の上流域は、標高 200～300m の山地で構成され、中流域から河口にかけて低地が形成されています。下流部では蛇行して流下し、河口部では砂州が発達し、砂嘴地形が形成されています。

地質は、上～中流域は四万十帯古第三紀の砂岩や泥岩で形成され、下流域は完新世の礫・砂・シルト・粘土で覆われています。

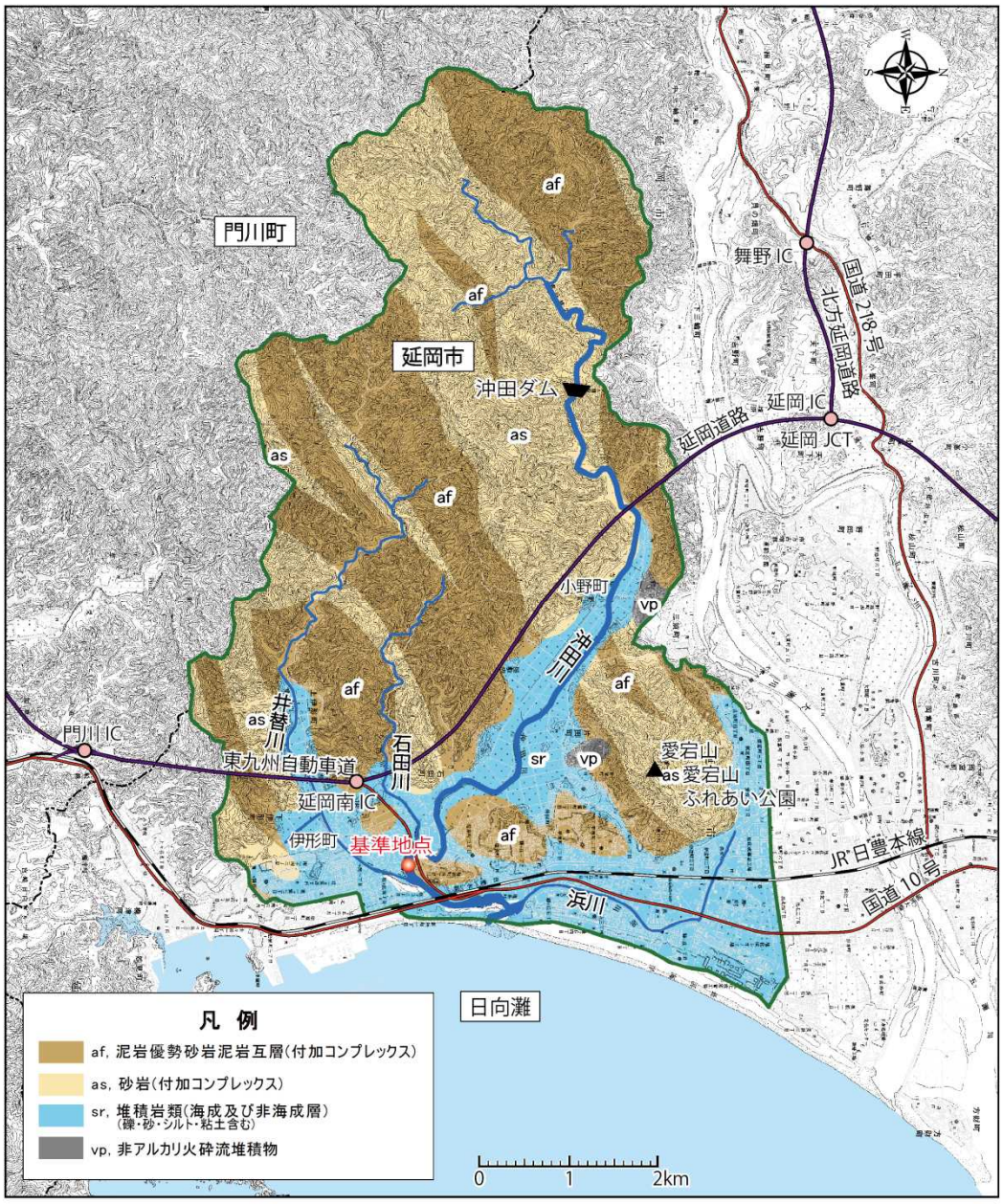

図 1-2　流域の地質図

※産総研地質調査総合センター 20 万分の 1 日本シームレス地質図（https://gbank.gsj.jp/seamless/）

クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 - 改変禁止

(4)　人口・産業・土地利用

沖田川の流域内人口は、平成 22 年の統計で約 33,000 人です。沖田川流域は延岡市の中心市街地に隣接しています。延岡市は、戦前より県内屈指の工業都市として栄えてきました。流域は、国道 10 号や JR 日豊本線などの主要交通網の中にあり、地域の社会経済の基盤をなしています。

延岡市は、第 5 次延岡市長期総合計画で「市民力・地域力・都市力が躍動するのべおか」を目指し、東九州の拠点都市づくりを進めています。流域には、東九州自動車道の延岡南 IC が位置しており、今後の更なる発展が期待される地域です。

(5)　歴史・文化

沖田川沿いの伊形地区では伝統芸能として「伊形花笠踊り（いがたはながさおどり）」（県指定無形民俗文化財）（**写真 ①**）があります。伊形花笠踊りの由来は諸説ありますが、400 年ほど前に津波に襲われた際、7 羽のシラサギが現れ、津波が治まったという伝説に由来していると言われています。津波に由来する伝統芸能が伝えられていることは、極めて珍しいことです。

なお、河口に連なる長浜（ながはま）海岸は、「アカウミガメ及びその産卵地」（県指定天然記念物）（**写真 ②**）となっています。

伊形花笠踊り（写真 ①）

※みやざきデジタルミュージアム

アカウミガメ及びその産卵地（写真 ②）

※みやざきデジタルミュージアム

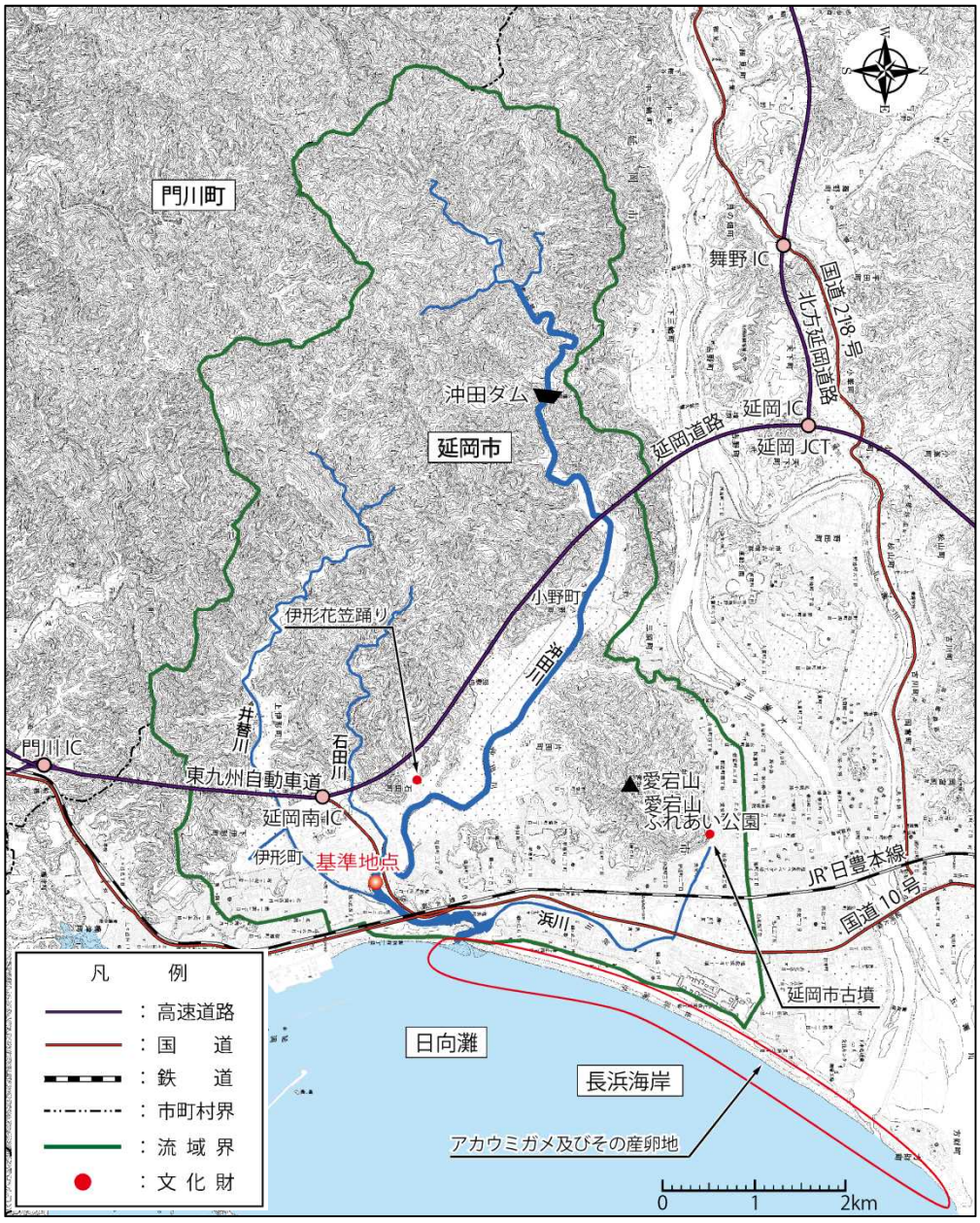

図 1-3　沖田川流域の文化財など

(6) 自然環境

沖田川の上流から中流部は、河床勾配 1/90～1/1,000、川幅 10～50m 程度で、標高約 300m の山地から丘陵地や谷あいの平地部を経て延岡市の近郊市街地へと流れています。丘陵地の河川沿いにはシイ・カシ萌芽林やスギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落等が分布し、平地部では水田や住宅地が立地しています。河川内にはツルヨシ・オギ群落等が分布し、堤防沿いにはチガヤ・ススキ群落が分布しています。水域には、オイカワやドジョウ（環境省レッドリスト　情報不足、宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）、オオヨシノボリ等の魚類が生息しています。周辺には、アオサギやカワラヒワ等の鳥類が生息しています。

下流部は、河床勾配 1/1,500、川幅 50～150m 程度で、延岡市の市街地を流れ日向灘に注いでいます。河川内にはヨシ群落やシオクグ群落、ケカモノハシ群落やハマゴウ群落等が分布し、抽水植物から塩沼植物、砂丘植物へと汽水域縦断方向の植生変化が見られます。両岸の堤防沿いには連続してまとまったハマボウ（国立・国定公園指定、宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）（**写真 ⑤**）群落が形成され、ハマナツメ（環境省及び宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）等の塩沼植物も生育しています。さらに、特定外来生物のオオキンケイギクの侵入も確認されています。水域では、クロダイやキチヌ、トビハゼ（環境省レッドリスト　準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト　絶滅危惧Ⅱ類）等の魚類、ハザクラ（環境省レッドリスト　準絶滅危惧、宮崎県レッドリスト　絶滅危惧Ⅱ類）やガタヅキ（コハギガイ）（環境省レッドリスト　情報不足）等の貝類、アリアケモドキ（宮崎県レッドリスト　絶滅危惧ⅠA類）やスナガニ（宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）等の甲殻類が生息しています。陸域では、アオサギやミサゴ（環境省及び宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）等の鳥類が生息しており、さらにカイツブリ等の水鳥も見られます。冬季にはヒドリガモやオナガガモ（**写真 ④**）等のカモ類、ハマシギ（環境省レッドリスト　準絶滅危惧）（**写真 ③**）、ミユビシギ等のシギ類が越冬地として干潟や水面を利用しています。

沖田川の河口域では干潟やヨシ原、草地、塩性低木林（ハマボウ群落等）の良好なエコトーンが広い範囲に形成されており、コギシギシ（環境省レッドリスト　絶滅危惧Ⅱ類、宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）（**写真 ⑥**）やタガラシ（宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）、ハマサジ（環境省及び宮崎県レッドリスト　準絶滅危惧）等の多様な植物相をはじめ豊かな生物相を育んでいます。また、堤防沿いのハマボウ群落は市民ボランティアによる保全・

再生活動のもとで形成されたものであり地域のシンボル的存在となっています。

沖田川河口域の現況（0k600）

表 1-1　沖田川流域で確認された希少種（1/2）

分類	目名	科名	種名	指定内容	備考
魚類	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	環境省：絶滅危惧ⅠB類	現地確認
魚類	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ	環境省：情報不足，宮崎県：準絶滅危惧	文献
魚類	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	宮崎県：準絶滅危惧	文献
魚類	ダツ目	メダカ科	メダカ南日本集団	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	文献
魚類	カサゴ目	カジカ科	カマキリ（アユカケ）	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：準絶滅危惧	文献
魚類	スズキ目	ハゼ科	カワアナゴ	宮崎県：準絶滅危惧	文献
魚類	スズキ目	ハゼ科	タナゴモドキ	環境省：絶滅危惧ⅠB類	文献
魚類	スズキ目	ハゼ科	トビハゼ	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	現地確認
			ヒモハゼ	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
魚類	スズキ目	ハゼ科	スミウキゴリ	宮崎県：準絶滅危惧	文献
魚類	スズキ目	ハゼ科	クボハゼ	環境省：絶滅危惧ⅠB類，宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	文献
			チクゼンハゼ	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	現地確認
			アシシロハゼ	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
魚類	スズキ目	ハゼ科	マサゴハゼ	環境省：絶滅危惧Ⅱ類	現地確認
底生動物	盤足目	トウガタカワニナ科	タケノコカワニナ	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：絶滅危惧ⅠB類	現地確認
		フトヘナタリ科	フトヘナタリ	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		サザナミツボ科	サザナミツボ	環境省：準絶滅危惧	現地確認
		カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウ	環境省：準絶滅危惧	現地確認
		ミズゴマツボ科	エドガワミズゴマツボ（ウミゴマツボ）	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	現地確認
	マルスダレガイ目	ガンヅキ科	ガタヅキ（コハギガイ）	環境省：情報不足	現地確認
		シオサザナミ科	ハザクラ	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	現地確認
		シジミ科	ヤマトシジミ	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：情報不足	現地確認
		マルスダレガイ科	ハマグリ	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
	エビ目	ムツハアリアケガニ科	アリアケモドキ	宮崎県：絶滅危惧ⅠA類	現地確認
			カワスナガニ	環境省：準絶滅危惧，宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		オサガニ科	チゴイワガニ	宮崎県：絶滅危惧ⅠB類	現地確認
			ヒメヤマトオサガニ	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
			ヤマトオサガニ	宮崎県：情報不足	現地確認
		スナガニ科	スナガニ	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
			シオマネキ	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：絶滅危惧ⅠA類	現地確認
			ハクセンシオマネキ	環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
		ベンケイガニ科	アカテガニ	宮崎県：準絶滅危惧	現地確認
			ミナミアシハラガニ	宮崎県：絶滅危惧ⅠA類	現地確認
		モクズガニ科	タイワンヒライソモドキ	宮崎県：絶滅危惧Ⅱ類	現地確認

表 1-2　沖田川流域で確認された希少種（2/2）

分類	目名	科名	種名	指定内容	備考
鳥類	コウノトリ目	サギ科	ヨシゴイ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
鳥類	コウノトリ目	サギ科	チュウサギ	環境省:準絶滅危惧	文献
鳥類	コウノトリ目	サギ科	カラシラサギ	環境省:準絶滅危惧	文献
鳥類	コウノトリ目	サギ科	クロサギ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
鳥類	コウノトリ目	トキ科	クロツラヘラサギ	環境省:絶滅危惧ⅠB類，宮崎県:絶滅危惧ⅠA類	文献
鳥類	カモ目	カモ科	マガン	国天然，環境省:準絶滅危惧	文献
鳥類	カモ目	カモ科	ツクシガモ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:絶滅危惧ⅠB類	現地確認
鳥類	カモ目	カモ科	オシドリ	環境省:情報不足，宮崎県:情報不足	文献
鳥類	タカ目	タカ科	ミサゴ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
鳥類	タカ目	タカ科	ハチクマ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
鳥類	タカ目	タカ科	オオタカ	国内種の保存法，環境省:準絶滅危惧，宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	タカ目	タカ科	ハイタカ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	タカ目	タカ科	サシバ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	タカ目	タカ科	チュウヒ	環境省:絶滅危惧ⅠB類，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
		ハヤブサ科	ハヤブサ	国内種の保存法，環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:準絶滅危惧	文献
	キジ目	キジ科	ウズラ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
	ツル目	クイナ科	ヒクイナ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:準絶滅危惧	文献
	チドリ目	タマシギ科	タマシギ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:準絶滅危惧	文献
	チドリ目	チドリ科	シロチドリ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
	チドリ目	チドリ科	ケリ	環境省:情報不足	文献
	チドリ目	シギ科	ハマシギ	環境省:準絶滅危惧	現地確認
	チドリ目	シギ科	タカブシギ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類	文献
	チドリ目	シギ科	オオソリハシシギ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類	文献
	チドリ目	シギ科	ホウロクシギ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
	チドリ目	シギ科	コシャクシギ	国際(渡)種の保存法，環境省:絶滅危惧ⅠB類	文献
鳥類	チドリ目	セイタカシギ科	セイタカシギ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	チドリ目	カモメ科	ズグロカモメ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
鳥類	チドリ目	カモメ科	コアジサシ	国際(渡)種の保存法，環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:絶滅危惧ⅠB類，宮崎県条令指定	文献
鳥類	フクロウ目	フクロウ科	アオバズク	宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
鳥類	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ	宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
	スズメ目	ツバメ科	コシアカツバメ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	スズメ目	ヒタキ科	オオルリ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	スズメ目	カササギヒタキ科	サンコウチョウ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ホオアカ	宮崎県:その他保護上重要な種	文献
鳥類	スズメ目	ホオジロ科	ノジコ	環境省:準絶滅危惧	文献
植物	離弁花類	クルミ科	ノグルミ	宮崎県:絶滅危惧ⅠB類	文献
		タデ科	コギシギシ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
		キンポウゲ科	タガラシ	宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
植物		クロウメモドキ科	ハマナツメ	環境省:絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	現地確認
植物		アオイ科	ハマボウ	国立・国定公園指定，宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
植物	合弁花類	イソマツ科	ハマサジ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:準絶滅危惧	現地確認
植物		キク科	ウラギク	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:絶滅危惧ⅠA類	文献
植物	単子葉植物	ヒルムシロ科	リュウノヒゲモ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:絶滅危惧ⅠA類	文献
植物		アマモ科	コアマモ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
昆虫類	チョウ目(鱗翅目)	シジミチョウ科	カラスシジミ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
昆虫類	チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	コムラサキ	宮崎県:絶滅危惧Ⅱ類	文献
昆虫類	チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	ヒオドシチョウ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
昆虫類	チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	シータテハ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
昆虫類	チョウ目(鱗翅目)	タテハチョウ科	オオムラサキ	環境省:準絶滅危惧，宮崎県:準絶滅危惧	文献
哺乳類	ネズミ目(齧歯目)	ネズミ科	カヤネズミ	宮崎県:準絶滅危惧	文献
哺乳類	ネコ目(食肉目)	イタチ科	イタチ	宮崎県:情報不足	文献
爬虫類	カメ目	ウミガメ科	アカウミガメ	環境省:絶滅危惧ⅠB類，宮崎県:準絶滅危惧	文献

注 1）分類の配列、種名等は「河川水辺の国勢調査のための生物リスト（平成 24 年度版）」（水情報国土ﾃﾞｰﾀ管理ｾﾝﾀｰ、2012 年公表）に準じた。
注 2）備考欄の「現地確認」は平成 26 年度環境調査で確認されたもの。「文献」は既存文献に記載されていたもの。
注 3）文献に記載されていた動植物のうちその生息・生育場が河川と係りの薄い種は記載していない。
■重要種選定基準及びカテゴリー区分
・天然記念物（「文化財保護法」(1950 年)または「文化財保護条例」(1976 年)に基づく天然記念物）
国天然：天然記念物　国特天：特別天然記念物　県天然：県天然記念物
・種の保存法（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（1993 年）に基づく国内希少野生動植物種）
国内：国内希少野生動植物種　国際(渡)：国際希少野生動植物種
・環境省第 4 次レッドリスト（「報道発表資料　第4次レッドリストの公表について（お知らせ）」（2012 年、2013 年）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、
NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
・「国立・国定公園特別地域内指定植物図鑑　南近畿・南四国・九州編」（1985 年、環境庁)「日豊海岸」
・宮崎県の保護上重要な野生生物　改訂・宮崎県版レッドデータブック 2010 年度版（2011 年）の掲載種
EX：絶滅，EW：野生絶滅，CR：絶滅危惧ⅠA類，EN：絶滅危惧ⅠB類，VU：絶滅危惧Ⅱ類，NT：準絶滅危惧，DD：情報不足，
LP：地域個体群，OT：その他保護上重要な種
・宮崎県野生動植物保護条例（「宮崎県野生動植物の保護に関する条例第 11 条」（2006 年 3 月、宮崎県）の指定希少野生動植物）

ハマシギ（写真 ③）
（環境省：準絶滅危惧）

オナガガモ（写真 ④）

ハマボウ（写真 ⑤）
（国立・国定公園指定，宮崎県：準絶滅危惧）

コギシギシ（写真 ⑥）
（環境省：絶滅危惧Ⅱ類，宮崎県：準絶滅危惧）

(7)　河川景観及び河川利用

沖田川の上流は、谷間を流れる渓流で山林に囲まれた山地景観をなし、中流は里山に囲まれたのどかな田園景観をなしています。下流は広い川幅と水面積にて悠然と流れる開放的な河川景観です。

上流の沖田ダムでは、延長約 10km の周遊道路が整備され、トップアスリート達のトレーニングコースや市民の憩いの場として利用されています。また、沖田ダムの青谷城公園（**写真 ⑤**）は、ピクニック広場や河川プールが整備されています。

下流では、沖田川の堤防での散策やジョギングを楽しむ人も多く、地元の小学生を対象にして、地域文化と自然の野の花を調査し、地域を知り自然環境を保全する活動が行われています。堤防沿いのハマボウ群落は市民ボランティアによる保全・再生活動のもとで形成されたものであり河川景観を特徴づけています。

新沖田橋（1k750）から下流方向を望む
（白矢印は下流方向を示す）

沖田ダム青谷城公園（河川プール・トレーニングコース）（**写真 ⑤**）

沖田川航空写真（平成 25 年撮影）

(8) 水質

沖田川の水質は、笹目（ささめ）橋において平成 22 年度、第二沖田橋において平成 22 年度及び平成 23 年度に BOD75%値は、環境基準値（B 類型）を上回っています。しかし、その他の年度では 1～3mg/L 程度で推移し、環境基準値（B 類型）を満足しています。

支川の浜川では、平成 23 年度に中橋において、BOD75%値が D 類型（BOD8.0mg/L 以下）相当であり、有機物汚濁に加え、臭気の点からも課題があります。

支川の井替川では、環境基準の類型指定はありません。BOD75%値は A 類型（BOD2.0mg/L 以下）相当であり、良好な水質が確保されていると考えられます。

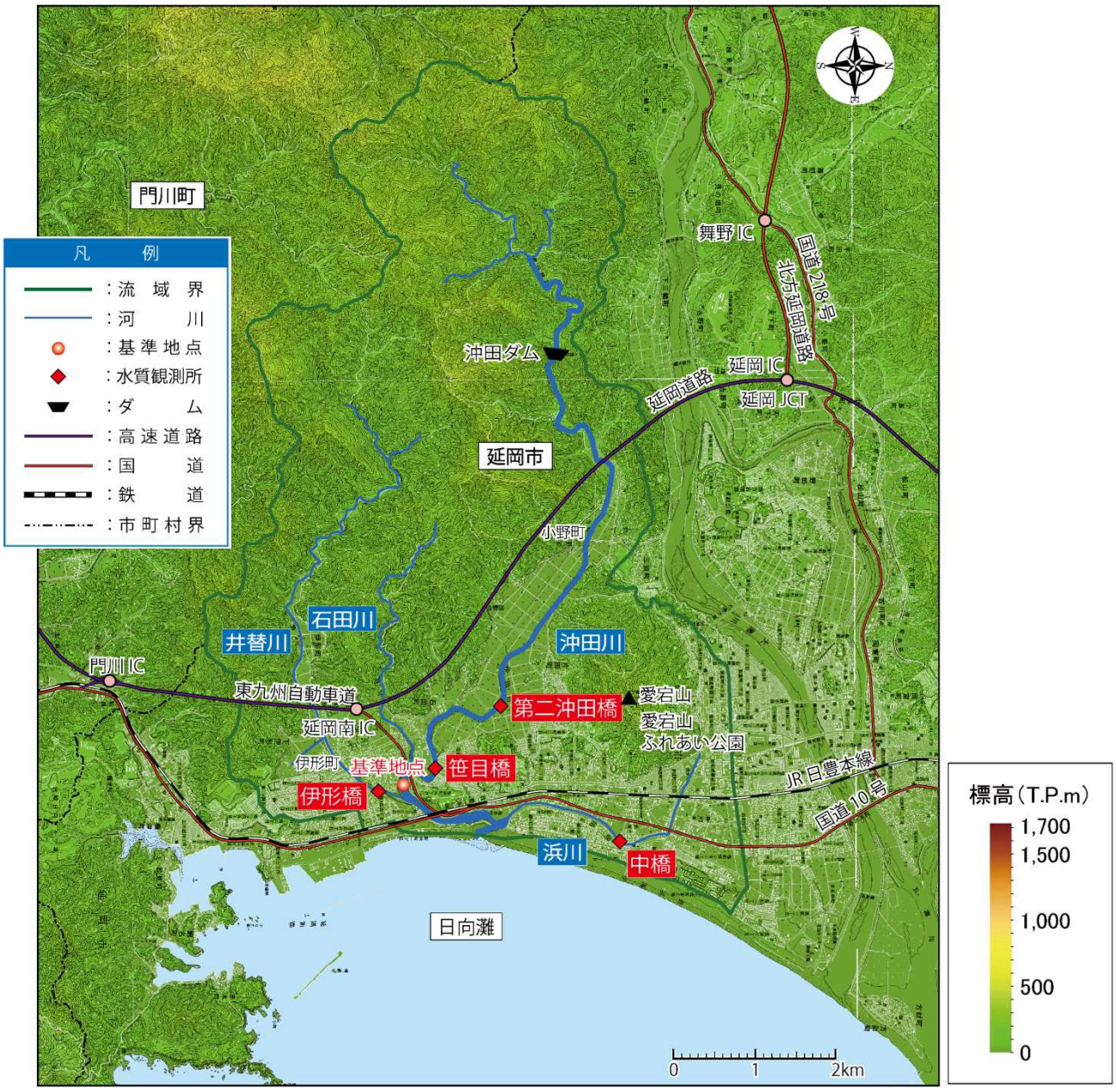

図 1-4　沖田川における水質観測地点

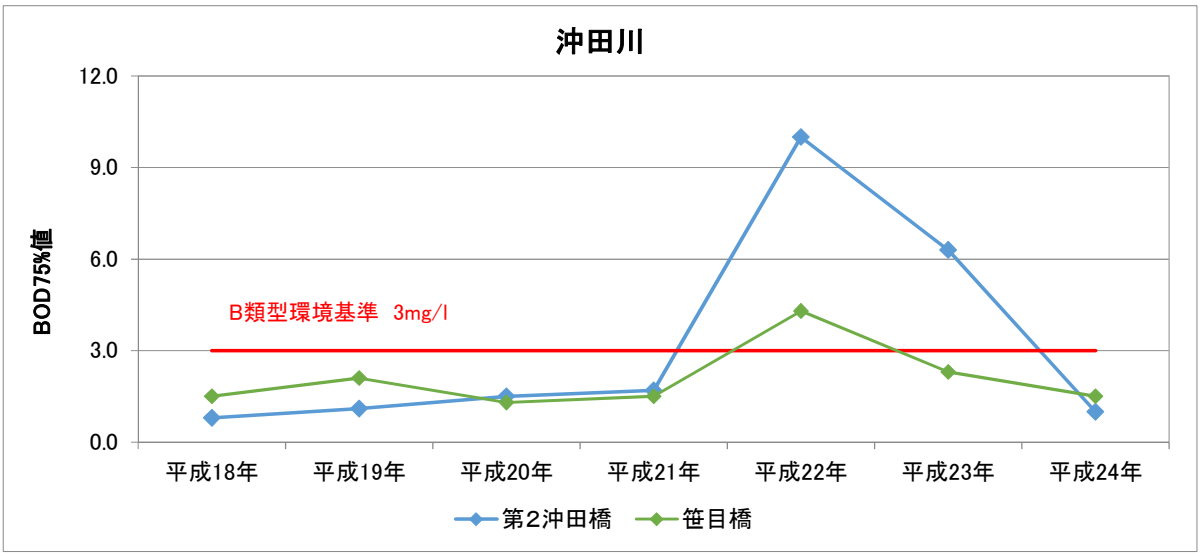

図 1-5（1/2）沖田川における水質（BOD）の経年変化

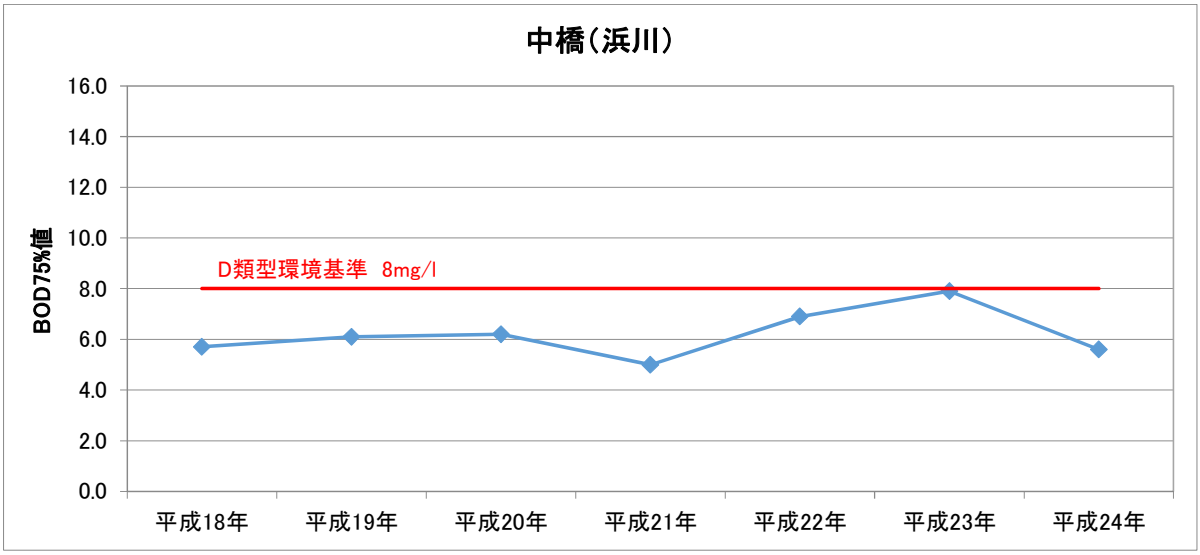

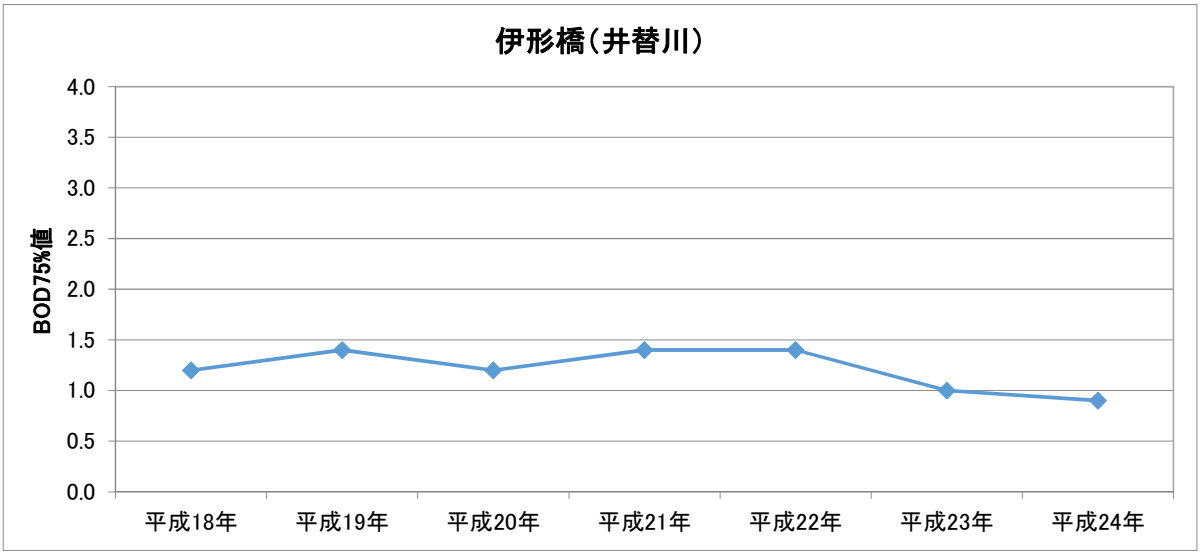

図 1-5（2/2）浜川及び井替川における水質（BOD）の経年変化

1.2　治水の沿革

沖田川水系では、昭和 38 年 9 月の大出水を契機として、支川井替川では昭和 40 年度より小規模河川改修事業を開始し、平成 6 年度に完了しました。支川浜川では昭和 48 年度より中小河川改修事業を開始し、昭和 52 年度に完了しました。

沖田川本川は、昭和 57 年度より中小河川改修事業として、井替川合流前での計画高水流量を 220m^3/sec と定め、支川石田川の改修も含め、河口から沖田橋付近間の築堤、掘削等を実施してきました。平成 10 年度には、沖田ダムの本体工事に着手し平成 14 年度に完成しました。沖田川では、事業完了の平成 15 年度以降、河川からの氾濫による家屋浸水被害は発生していません。

表 1-3　　沖田川水系の主な洪水被害

西暦	年号	浸水面積 (ha)	被災家屋数(棟)				備　考
			床下	床上	半壊	全壊 流出	
1963	昭和38年	不明					不明
1983	昭和58年	不明					豪雨（4月）
1990	平成2年	198.5	0	0	0	0	台風14,21号 （8、10月）
1991	平成3年	98.3	0	0	0	0	台風12号（8月）
1992	平成4年	125.0	0	0	0	0	台風10号（8月）
1998	平成10年	8.6	0	0	0	0	台風10号（10月）

※平成2年以降は、水害統計により各年に発生した被害の合計値（河川からの氾濫による被害）

豪雨により浸水した沖田川流域（昭和 58 年 4 月）

※「パンフレット：沖田川ダム」（宮崎県）

1.3　利水の沿革

沖田川の河川水は、古くから農業用水として利用され、流域の人々の生活を支えています。また、沖田ダムにより、渇水時の既得用水の確保と河川水が枯渇しないように補給を行い、河川環境の保全が図られています。

2.　沖田川の現状と課題

2.1　治水の現状と課題

2.1.1　洪水対策

沖田川の治水事業は、昭和 40 年度から河川改修を実施し、また、平成 10 年度に沖田ダム（**写真 ⑥**）の本体工事に着手し、平成 14 年度に事業が完了しました。事業完了の平成 15 年度以降では、河川からの氾濫による浸水被害は発生していません。

沖田川においては、今後も家屋浸水被害が生じないよう、これまで整備してきた目標流量が流下できる河道を維持できるよう適切に管理していく必要があります。

沖田ダム全景（写真⑥）

※「パンフレット：沖田川ダム」（宮崎県）

2.1.2　地震・津波対策

沖田川が注ぐ日向灘は、日本でも有数の地震･津波の常襲地帯である南海トラフ沿いに位置しており、過去には大小多くの地震・津波に襲われ、被害を受けてきました。国の地震調査委員会が平成 25 年 5 月に発表した長期評価によると、今後 30 年以内にマグニチュード 8 以上の地震が起こる確率は 60～70%と高く、本県における地震津波対策は喫緊の課題となっています。

このような状況のもと、沖田川においても大規模地震に対する堤防等河川管理施設の安全性を検証したうえで、必要な対策を実施するとともに、津波による被害防止に向け、樋門等の操作体制の更なる確立等、被災の防止・軽減を図る必要があります。

また、東日本大震災を踏まえて制定された「津波防災地域づくりに関する法律※（平成 23 年 12 月 27 日施行)」の枠組み等に基づき、関係機関と連携協力し、ソフト的な対策を進めるとともに、沖田川に係わる必要な措置を実施し、総合的な被害軽減を図っていく必要があります。

※津波防災地域づくりに関する法律（抄）（第 1 条目的より）
この法律は、津波による災害を防止し、又は軽減する効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備、利用及び保全（以下「津波防災地域づくり」という。）を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防災施設の管理、津波災害警戒区域における計画避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について定め、もって公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2.1.3　維持管理

河川は自然公物であるため、改修を実施した後も、土砂の堆積等により流下能力が低下する場合や、河岸の侵食によって堤防や護岸などの施設の安定性に問題が生じる等、河道内で発生する様々な変化によって改修後の状態を維持できず治水安全度が低下することがあります。さらに堤防や護岸等の施設についても老朽化や劣化によって必要な機能を発揮できなくなる恐れがあります。

そこで、改修後も適切な維持管理やモニタリングを実施するとともに、計画立案の段階から改修後に発生する変化を予想し、改修に反映していくことが必要です。

また、堤防や護岸等の施設についても、定期的な点検と更新によって所定の機能を確保することが望まれます。

2.2　利水、利用及び河川環境の現状と課題

2.2.1　河川水の利用

沖田川の河川水は、古くから農業用水として利用され、流域の人々の生活を支えています。これまで、水利用に関する渇水被害等の大きな問題は発生

しておらず、また、沖田川水系を対象とする新規の利水計画も今のところありません。ただし、支川の浜川では、水質汚濁と臭気の問題があります。

このため、沖田川の良好な水利用の現状を保全するとともに、支川の浜川における水質および底質の改善を進めていくことが課題です。

2.2.2　河川空間の利用

沖田ダムの青谷城公園は、良好な河川空間を活かした河川プール等の施設があり、夏休み期間中は、家族連れが集い水と親しんでいます。また、沖田川の下流部では、散策等の利用があります。

このため、今後とも、地域との連携のもとに多くの人々が川にふれあい親しまれる水辺空間の保全・活用に努める必要があります。

2.2.3　河川環境

(1)　河川環境

沖田川流域は、優れた自然環境が多く見られるとともに、源流から河口まで様々な生息・生育・繁殖環境を有しており、河川の生物相も多様です。

特に河口域では干潟やヨシ原、草地、低木林（ハマボウ群落等）の良好なエコトーンが広い範囲に形成されており、また、抽水植物から塩沼植物、砂丘植物へと汽水域縦断方向の植生変化が見られ、コギシギシやタガラシ、ハマサジ等の多様な植物相をはじめ豊かな生物相を育んでいます。また、堤防沿いのハマボウ群落は市民ボランティアによる保全・再生活動のもとで形成されたものであり地域のシンボル的存在となっています。

このため、今後も現状の河川環境を保全するとともに、地域住民の活動等により良好な河川空間を維持していく必要があります。

(2)　水質

沖田川では、市街化が進行する支川の浜川において、水質汚濁や臭気の問題があります。今後も流域住民や関係機関と連携し、改善に努めていく必要があります。なお、水質事故が発生した場合は、関係機関と調整を図り影響の軽減に努める必要があります。

3.　河川整備計画の対象区間と対象期間

3.1　対象区間

本計画の対象とする区間は、沖田川水系のうち宮崎県知事が管理するすべての区間とします。

表 3-1　河川整備計画対象河川

	指定区間延長（km）
沖田川	13.1
支川　浜川	2.8
〃　井替川	3.8
〃　石田川	1.5

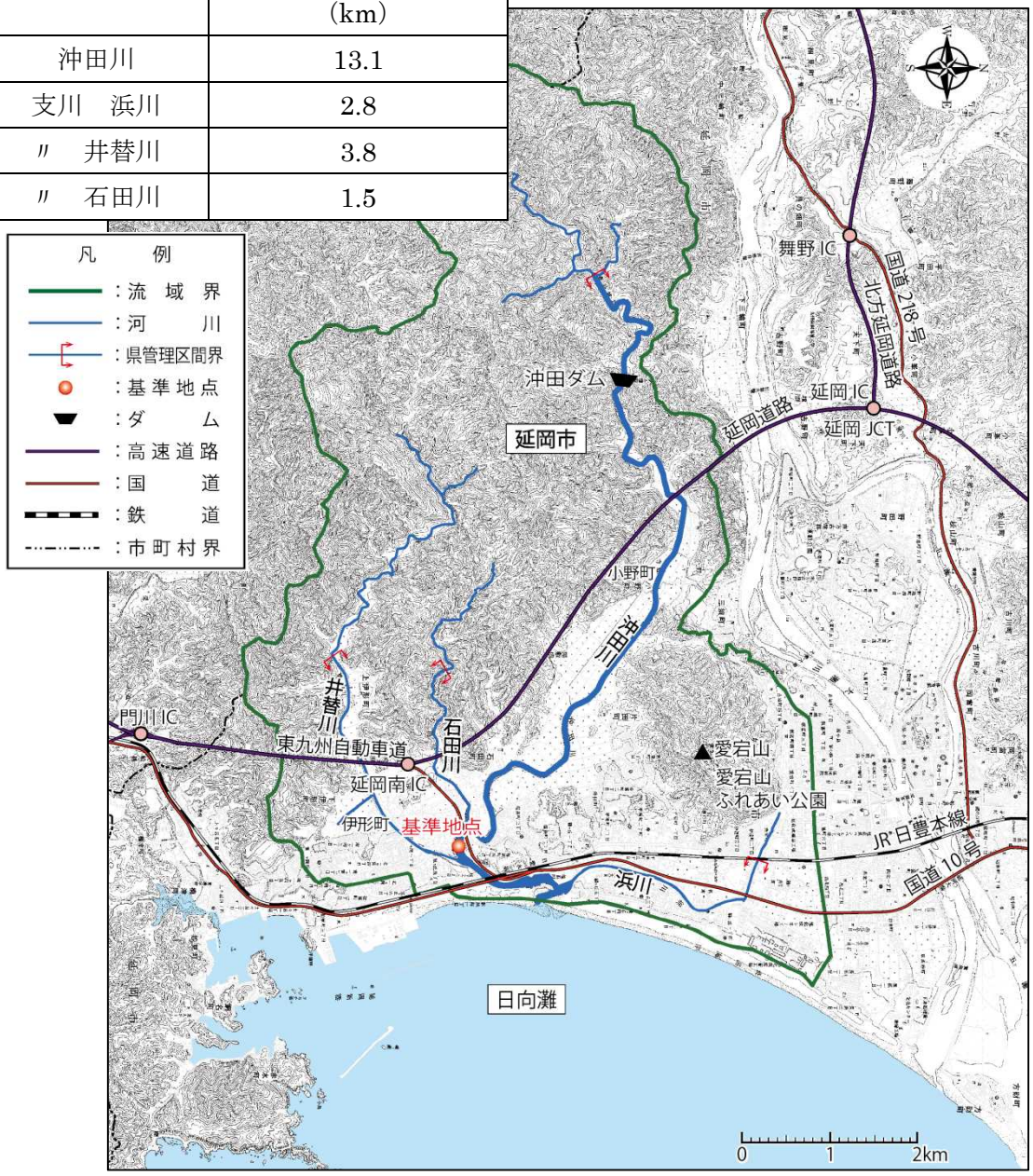

図 3-1　河川整備計画の計画対象区間

3.2　対象期間

本計画の対象期間は概ね 20 年とします。

本計画は、現時点の流域の社会経済情勢、自然環境状況、河道状況等に基づき策定されたものであり、策定後のこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進捗、災害等の変化により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

4. 河川整備の目標に関する事項

4.1 河川整備計画における基本理念

本県における河川整備計画の基本理念は、「治水・利水・環境の総合的な整備を促進する」とします。

この理念に基づき、沖田川水系河川整備計画においては、既往の洪水被害を河川整備により軽減することを主な目的として、流域や河川の現状を十分に把握したうえで、今後想定される土地利用や水利用の将来動向等を十分に踏まえ、関連する他事業との整合を図りつつ、整備に当たっての目標を明確にして、地域の方々や関係機関と連携を図りながら、河川環境に配慮した治水・利水対策を推進するものとします。

また、地域に根ざしたふるさとの川としてつくり育てるため、地元住民や関係機関と意見や情報を交換し、協働作業を通じて、河川景観の形成及び地域の特性に応じた川づくりを行うこととします。

さらに、平成 23 年 3 月の東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生が危惧される南海トラフを震源とした大規模地震発生時への備えとして、耐震性能を確保した河川管理施設の整備や水門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立を早急に行い、津波による甚大な浸水被害の防止・軽減に努めることが求められます。加えて、関係機関との連携のもと、ソフト的な対策を進め、総合的な津波対策に取り組む必要があります。

4.2　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

沖田川については、過去の浸水被害履歴等を総合的に勘案し、これまで整備してきた計画高水流量 220m³/sec（井替川合流前）を整備区間の治水整備目標とし、当該目標流量を安全に流下させる河道を維持するために適切に管理していきます。

また、今後高い確率（70%程度）での発生が予測される南海トラフにおける地震（M8 以上）及びレベル１津波に対し、堤防等の河川管理施設に求められる機能の確保に努めます。

さらに、高潮被害が懸念される区間では必要な堤防高を確保します。

危機管理に関しては、関係機関と地域住民が連携・協力し、水防体制の確立、雨量・水位等の河川情報の地域住民への提供、洪水ハザードマップ作成支援など、被害の防止・軽減を図ります。

また、河川管理施設は定期的に点検を実施し、機能が低下している場合は補修を行い、所定の流下能力が不足している場合は土砂の除去等に努めます。

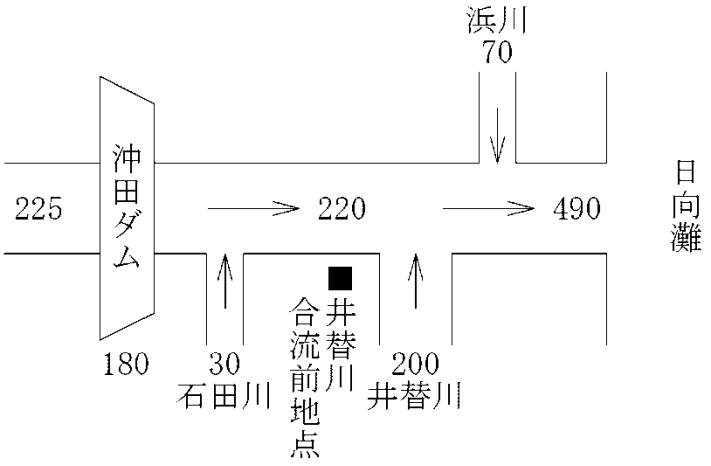

図 4-1　沖田川における整備計画の対象流量

4.3　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、動植物の生息・生育環境及び農業等に必要な流量として、麦野橋地点においてかんがい期で約 0.29m³/sec、非かんがい期で約 0.15m³/sec の確保に努めます。

河川水の利用に関しては、今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な水利用の促進を図ります。また、渇水等の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報連絡体制を整備するとともに、水利使用者間の調整が円滑に行われる取り組みを関係機関及び水利使用者等と連携して推進します。

表 4-1　流水の正常な機能の維持に関する目標

地　点　名	期　別	流　量
麦野橋	かんがい期	約 0.29m³/sec （最大）
	非かんがい期	約 0.15m³/sec

図 4-2　利水基準点

※「パンフレット：沖田川ダム」（宮崎県）

4.4　河川環境の整備と保全に関する事項

沖田川流域は、優れた自然環境が多く見られるとともに、源流から河口まで様々な生息・生育・繁殖環境を有しており、河川の生物相も多様です。特に、河口域には、干潟やヨシ原、草地、塩性低木林（ハマボウ群落等）の良好なエコトーンが広い範囲に形成されており、縦断方向には抽水植物から塩沼植物、砂丘植物へと汽水域での植生変化がみられます。また、市民ボランティアによる保全・再生活動のもと、ハマボウ群落等の特徴的な河川環境が形成されています。

そこで、現在の良好な河川環境の整備と保全のため、河川整備に当っては、住民や学識経験者等の意見を聴取し、長期的かつ広域的視点に立ち地域社会と一体となった整備と保全に努めていく必要があります。

また、外来生物の生育・生息が確認されており、今後の増加も懸念されるため、在来種への影響を及ぼさないよう継続的な監視と関係機関との連携した防除対策等が必要です。

河川空間の利用に関しては、流域における多様で豊かな自然環境や歴史・文化・風土など地域特性を踏まえ、地域と連携のもと、人々が川と触れ合い、親しめる水辺空間の保全、活用を目指します。

河川環境の整備と保全に関しては、河川及び流域の特性を十分踏まえ、治水、利水との整合を図りつつ、河川環境として、河川が本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境やその河川と人との関わりに配慮した整備と保全に努めます。

5. 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川整備の実施に関する考え方

(1) 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

本計画の整備計画流量を安全に流下させる対策については、日常の河川維持・管理により、堤防の決壊等による甚大な被害を防止します。

地震・津波対策については、堤防等の河川管理施設の耐震性能照査等を行ったうえで必要な対策を実施するとともに、水門等の逆流防止のための適切な操作体制の確立を図るほか、関係機関との連携のもとソフト的な対策を進めることで、総合的な被害軽減を図ります。

高潮対策については、津波対策とあわせて、必要な対策を実施します。

(2) 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

適正な水利用を維持していくために、取水量等の把握及び指導を継続していきます。また、流水の正常な機能を維持するために河川利用者・関係行政機関・河川管理者等が連携して取り組んでいきます。なお、渇水が生じた場合は、渇水に関する情報提供、情報伝達等の体制を整備し、その影響の軽減に努めるとともに、関係機関と連携し、水利使用の調整が円滑に行える体制を整備します。

水質に関しては、地域住民及び関係機関と連携し、水質改善への意識向上を図るとともに水質事故対策の充実を図ります。

(3) 河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の適正な利用については、地域住民に利用されている河川敷や、水遊び場や釣り場として利用されている河原や湛水域など、人と人、人と自然がふれあう空間について、その親水性が損なわれないよう維持、保全を図ります。

河川環境の整備と保全については、河道内の植生、瀬・淵などが、豊かな自然環境や景観を形成し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場を提供していることから、それらを保全するため、環境の変化の把握などに努めます。

これらの河川整備は、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、また、風土や景観、動植物の多様な生息・生育・繁殖環境を重視し、総合的な視点で順応的に進めます。

さらに、計画・設計、施工、維持管理に関してコスト縮減を図ります。

5.2　河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の概要

5.2.1　洪水、津波、高潮等に関する整備

(1)　高潮、地震・津波対策

沖田川水系における南海トラフを震源とした地震及びレベル１津波対策は、津波遡上区間を施工対象範囲とし、樋門の自動閉鎖化や堤防の嵩上げ、液状化対策などのうち、効果の高いものについて実施します。

また、津波対策と高潮対策を総合的に検討し、必要な対策を実施します。

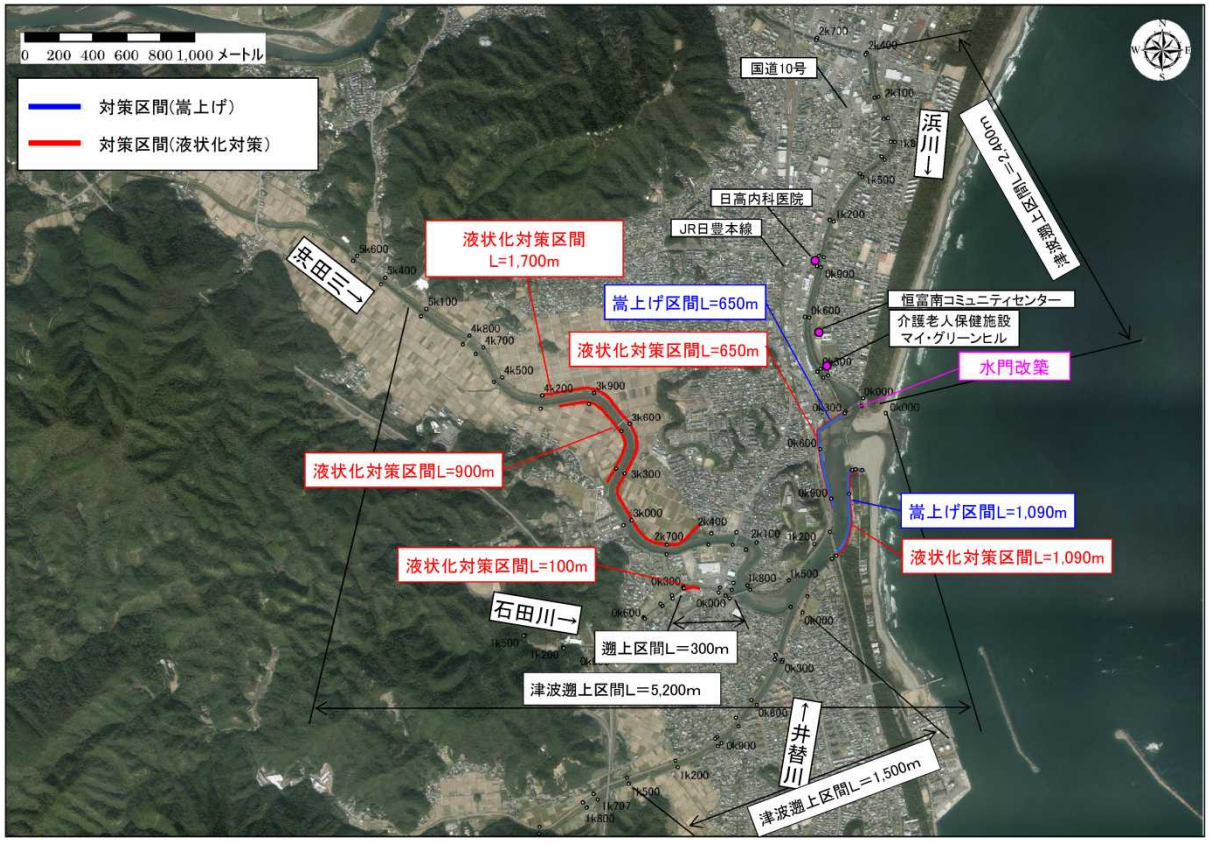

図 5-1　沖田川施工区間図

※事業実施時の詳細検討により整備延長及び整備内容が異なる場合があります。

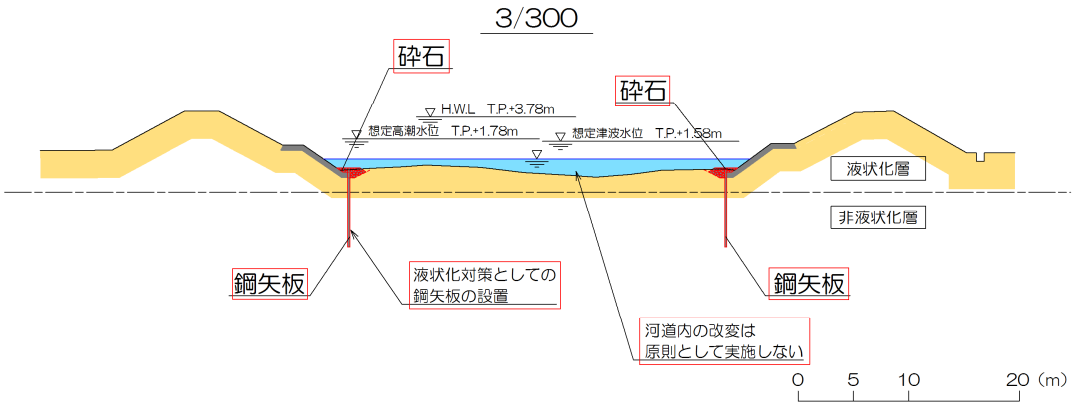

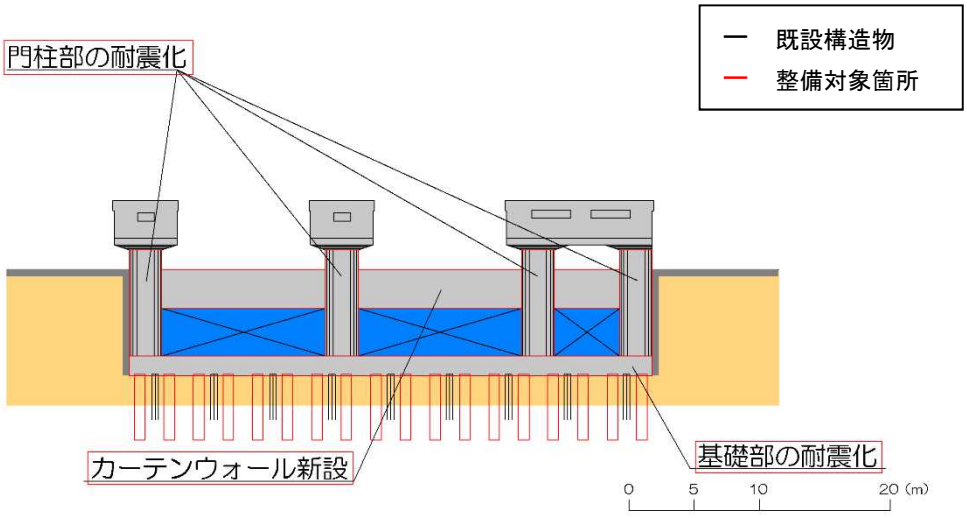

浜川防潮水門（津波水門化）

図 5-2　沖田川河道改修断面図

※事業実施時の詳細検討により整備内容が異なる場合があります。

(2)　河川管理施設の老朽化対策

浜川防潮水門をはじめとする河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施します。

(3)　局所的な対応

小規模な家屋浸水箇所については、緊急性や優先度を考慮し、被災箇所に応じた局所的な対応を行うことにより、家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。

局所的な対応とは、小規模な家屋浸水箇所の対策として、輪中堤、特殊堤、河道掘削、河道法線形の是正、被災要因となった構造物の改築など、ネック箇所の解消を行い、流下能力の向上を図ります。

5.2.2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

沖田川において、河川水の利用の現状を維持するとともに、動植物の保護、流水の清潔の保持等に必要な流量を下回らないように努めます。

水質改善については、水質の向上を図るため、家庭内でできる負荷削減対策などに関する啓発活動等を関係機関と連携して取り組んでいきます。

5.2.3　河川環境及び河川の利用の整備と保全に関する事項

沖田川の河川環境の整備と保全については、生物の多様な生息・生育環境に配慮した良好な自然環境の保全や、地域住民の川や自然とのふれあいや潤いと安らぎの場としての機能にも配慮していきます。

また、河川改修、河川維持工事を実施する際には、工事中の濁水・土砂の流出防止や動植物の保全措置とそのモニタリングに努め、必要に応じて学識経験者の意見を聴きながら、動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮した多自然川づくりを行います。

河川利用については、今後も水遊びや釣り、散策等、住民の憩いの場として河川利用へのニーズ、周辺状況の変化等を踏まえ、関係機関及び地域住民と連携して河川維持に努めます。

5.3　河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.3.1　洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

河川の維持管理や災害復旧工事の実施にあたっては、治水、利水、環境の視点から調和のとれた川の本来の機能を維持することを目的として、地域の特性を踏まえつつ、関係機関や地域住民と協力して以下の施策を行います。

(1)　河川管理施設の維持管理・災害復旧

洪水や津波等による災害の発生を防ぐためには、既存の堤防、護岸、樋管等の河川管理施設の機能を十分に発揮させることが重要です。このため、河川管理施設の現有機能の把握・評価を行ったうえで、機能の低下を防止するための点検、補修を行います。

なお、河川管理施設の機能の低下、及び質的低下の原因としては、洪水等の外力による損壊と経年的な劣化や老朽化によるものがありますが、前者については河川環境に配慮しつつ、速やかに復旧対策を、後者については計画的に補修・改築等の対策を行います。

(2)　河道の維持管理

河道内に堆積した土砂等については、洪水時の流下能力を維持することを目的とし、河川巡視による堆積状況を把握し、必要に応じて周辺河川環境を考慮しながら、しゅんせつ等の維持管理に努めます。

また、河道内に繁茂した植物については、洪水時の流下能力を維持するために必要な場合や、施設の維持管理に支障をきたす場合等に、それらの持つ浄化機能や生態系への影響を考慮しながら、必要に応じて伐採等を行うなど、適切な管理に努めます。

洪水後の局所洗掘や長期的な河床低下等については、河川巡視等により、回復状況に留意し、適切な管理に努めます。

(3)　洪水時等の管理

計画を上回るような大規模な洪水等の発生が予想される場合又は発生した場合には、宮崎県において組織されている県水防本部を中心として、その被害が最小限となるよう、関係機関と連携して水防管理団体を支援します。

5.3.2　河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1)　河川水の利用

河川水の利用については、巡視や監視によりその実態を定期的に把握し、不正な取水等が確認された場合には、関係機関と調整の上、適切な指導を行います。

また、動植物の保護、水利等への影響がないよう、現在の河川の状態を極力維持するものとします。

(2)　河川の水質保全

沖田川並びにこれに流入する河川及び水路等の水質について、関係機関と連絡調整を密にし、水質汚濁防止法の遵守を呼びかけます。

水質事故が発生した場合は、状況の把握、関係機関への連絡、水質の監視、事故処理等を原因者及び関係機関と協力して行い、その影響の軽減に努めます。

5.3.3　河川環境の整備と保全に関する事項

河川空間の利用、保全が適正に実施されるよう、適切な頻度で平常時の河川巡視を実施し情報の把握に努めるとともに、河川区域内の河川利用や河川環境及び景観などに配慮し、治水・利水・環境の視点から支障をきたさない範囲で適正な管理を行っていきます。

また、地域住民及び関係機関等と連携し、特定外来生物の防除対策にも留意し、良好な河川環境の保全・再生に努めます。

6.　河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

6.1　河川情報の提供に関する事項

宮崎県総合河川砂防情報システムにより、雨量･水位情報をリアルタイムで収集し、インターネットや地上デジタル放送などを活用し、関係機関や地域住民へ提供することにより水防活動等を支援し、被害防止・軽減対策を迅速に行います。

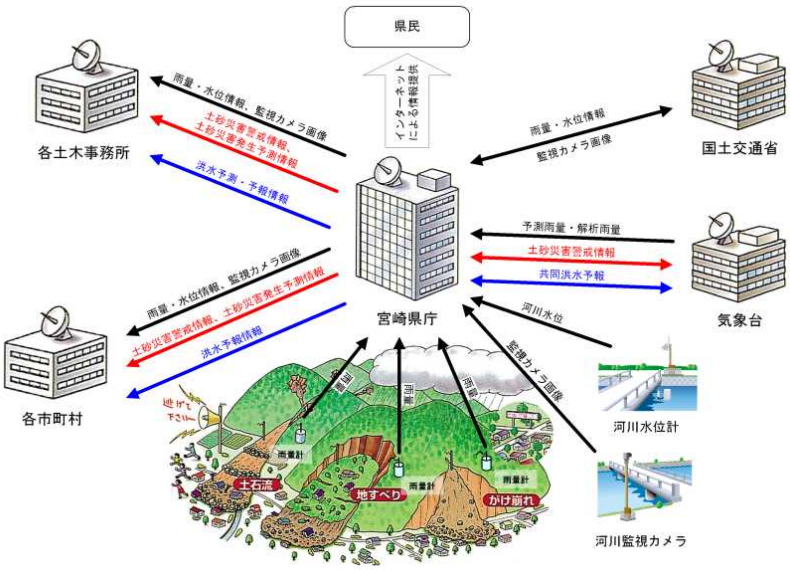

図 6-1　宮崎県総合河川砂防情報システムについて

さらに、関係機関との連携により、市町村が作成した避難経路等を記載した洪水ハザードマップ等の周知を支援し、計画を上回るような大規模な洪水の発生に対して極力被害を防止・軽減するように努めます。また、インターネット等により河川事業の紹介を行う等、河川に関する情報の提供を進め、河川事業の広報に努めます。

6.2　地域や関係機関との連携等に関する事項

洪水被害を防止・軽減するために関係機関と連携し、水防活動を支援します。

また、流域の視点に立った総合的な治水対策を行うため、関係部局との連携を図り、土地の改変に伴う流出量の増加を抑制するよう努めます。

さらに、水質の保全及び更なる向上を図るために、川自体の持つ自然の自浄機能を活かしつつ、流域から発生する生活系や農業系の汚濁負荷を低減するよう関係機関と連携し取り組みます。